

2020年3月25日

新型コロナウイルス感染拡大に伴う  
電気料金およびガス料金の特別措置について

株式会社サイサン

当社は、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部における「生活不安に対応するための緊急措置」を踏まえた経済産業省からの要請を受け、当社の電気、ガスを利用いただいているお客さまに対し、次のような特別措置を講じることといたします。

1. 電気料金およびガス料金のお支払いについて

2020年2月分、3月分請求分のガス料金および電気料金は支払期限日を1ヶ月間延長します。

2. この措置の適用対象となるお客さま

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度※の貸付を受けていること、かつ、一時的に料金の支払いが困難であるためにこの特別措置を利用したいことを当社に連絡いただいたお客さま。

3. 特別措置利用の申込み方法について

3月25日から受付を開始します。特別措置利用のご希望は、当社お客さまセンター（0120-41-3130、受付時間 平日9:00～19:00、土・日・祝 9:00～17:00）までご連絡ください。

※ 生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度（2020年3月25日に受付が開始される新型コロナウイルス感染拡大の影響による緊急小口資金・総合支援資金の貸付制度）

以 上